

◎ 東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和62年4月公告第21号）の一部を次のように改正し、2025年3月15日から施行する。ただし、第89条の改正規定は2024年10月1日から適用する。

改正前	改正後
(前略) (乗車券の有効期間) 第75条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。 (1) 普通乗車券 イ 片道乗車券 (i) 一般の場合 (中略) (ii) 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間で接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(i)の規定にかかわらず、1日とする。 a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線 秩父鉄道株式会社線 (中略) アルピコ交通株式会社線 伊豆箱根鉄道株式会社線 (中略) (乗車変更の取扱範囲) 第89条 乗車変更の取扱い、その変更の開始される駅の属する券片に限って	(前略) (乗車券の有効期間) 第75条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。 (1) 普通乗車券 イ 片道乗車券 (i) 一般の場合 (中略) (ii) 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間で接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(i)の規定にかかわらず、1日とする。 a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線 秩父鉄道株式会社線 (中略) アルピコ交通株式会社線 <u>しなの鉄道株式会社線</u> 伊豆箱根鉄道株式会社線 (中略) (乗車変更の取扱範囲) 第89条 乗車変更の取扱い、その変更の開始される駅の属する券片に限って

改正前	改正後
取り扱う。ただし、<u>次条</u>に規定する乗車券類変更については、変更開始駅は、制限しない。 (以下略)	取り扱う。ただし、<u>第90条</u>に規定する乗車券類変更については、変更開始駅は、制限しない。 (以下略)